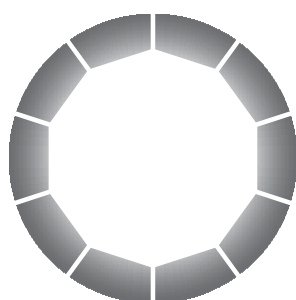


改善指摘事項にかかる  
評価報告書

LEC東京リーガルマインド大学院大学  
高度専門職研究科  
会計専門職専攻

令和2年6月30日



**AOPAS**

令和元年度分野別認証評価

特定非営利活動法人 国際会計教育協会

会計大学院評価機構評価委員会



## I 評価結果（総合判定）

評価基準を満たしている。

令和元年度分野別認証評価報告書において改善を要するものとして指摘した第 8 章について評価基準を満たしていると認める。

## II 認定会計大学院について

令和元年度分野別認証評価報告書において改善を要するものとして指摘した第 8 章について評価基準を満たしていると認める。これにより、教育課程と教員組織にかかる 5 章（第 2 章，第 3 章，第 4 章，第 5 章，並びに第 8 章）すべての基準，解釈指針を満たしていることから，認定会計大学院として認める。

「認定会計大学院」の称号を授与する。

### Ⅲ 評価結果の判断理由

LEC 東京リーガルマインド大学院大学高度専門職研究科会計専門職専攻（以下、当該会計専門職大学院という。）の令和元年度分野別認証評価において改善を要するものとして指摘した第8章（基準8-2-1及び基準8-6-1）について、当該会計専門職大学院から令和2年4月27日付で提出された改善報告書に基づき、会計大学院評価機構の定める評価基準を満たしているかについて調査を行った結果、適合判定リストのとおり、評価基準に適合していると認められた。

なお、第8章について評価基準を満たしていると判断した理由について付記している。

#### [判断理由]

1. 基準8-2-1「専任教員の必要数と配置」の解釈指針8-2-1-3においては「会計科目中3科目（財務会計、管理会計、監査等）については、いずれも専任教員が置かれていること」とされている。今回の認証評価期間中（平成29年度及び平成30年度）の2期間は、監査分野に関して専任教員が置かれていなかったため本解釈指針を満たしていなかったが、今般の改善報告書において、平成31年4月から監査分野の専任教員が置かれたことが確認できたため、令和元年度において本解釈指針は充足されているものと判断した。
2. 基準8-6-1「教員の授業負担」の解釈指針8-6-1-1では、各専任教員の年間授業負担は、会計大学院で少なくとも8単位以上、24単位以下（他専攻・他の研究科を含めて30単位以下）とされている。今回の認証評価期間において租税法分野及び企業法分野の専任教員2名の授業負担が4単位及び6単位となっており、本基準を満たしていなかったが、租税法分野の教員は令和元年度から、企業法分野の教員は令和2年度から10単位の授業を担当していることが確認できたため、令和2年度において本基準は充足されているものと判断した。

適合判定リスト

章	基準	適否	付記事項
1-1 教育目的	基準1-1-1「教育目的の明文化」	○	
1-2 教育目的の達成	基準1-2-1「会計職業人像に適った教育」	○	
	基準1-2-2「体系的な教育，厳格な成績評価と修了認定」	○	
	基準1-2-3「第三者評価の尊重と努力の継続」	○	
2-1 教育内容	基準2-1-1「社会的期待を反映した教育課程」	○	
	基準2-1-2「段階的カリキュラム」	○	
	基準2-1-3「授業科目のバランスのとれた年次配当」	○	
	基準2-1-4「大学設置基準にしたがった授業時間」	○	
3-1 授業を行う学生数	基準3-1-1「少人数教育」	○	要望事項
3-2 授業の方法	基準3-2-1「適切な授業方法等」	○	要望事項 優れた点
3-3 履修科目登録単位数の上限	基準3-3-1「履修科目登録単位数の上限」	○	
4-1 成績評価	基準4-1-1「成績評価」	○	
	基準4-1-2「他の大学院の単位の認定」	○	
4-2 修了認定およびその条件	基準4-2-1「修了認定およびその要件」	○	
5-1 教育内容等の改善措置	基準5-1-1「継続的なFDの実施」	○	
	基準5-1-2「実務家教員と研究者教員のFDの重点」	○	
6-1 入学者受入	基準6-1-1「アドミッション・ポリシーの公表」	○	
	基準6-1-2「アドミッション・ポリシーによる入試」	○	

	基準6-1-3 「公正な入試機会の提供」	○	
	基準6-1-4 「客観的な評価」	○	
	基準6-1-5 「多様な入学者の受け入れ」	○	
6-2 収容定員と 在籍者数	基準6-2-1 「収容定員の上限管理」	○	
	基準6-2-2 「収容定員の適宜見直し」	○	
7-1 学習支援	基準7-1-1 「十分な履修指導体制」	○	
	基準7-1-2 「学習相談と助言体制」	○	
	基準7-1-3 「教育補助者による学習支援体制の 整備」	○	
7-2 生活支援等	基準7-2-1 「生活支援等」	○	
7-3 身体に障が いのある学生に 対する支援	基準7-3-1 「障がいのある学生に対する支援」	○	
7-4 就職支援 (キャリア支援)	基準7-4-1 「就職支援」	○	
8-1 教員の資格 と評価	基準8-1-1 「教育上必要な教員の配置」	○	
	基準8-1-2 「教員の指導能力の適格性」	○	
	基準8-1-3 「教員の採用と昇進」	○	
8-2 専任教員の 配置と構成	基準8-2-1 「専任教員の必要数と配置」	○	改善報告
	基準8-2-2 「専任教員のバランス」	○	
8-3 研究者教員	基準8-3-1 「専任の研究者教員の適格性」	○	優れた点
8-4 実務家教員	基準8-4-1 「専任の実務家教員の適格性」	○	
8-5 専任教員の 担当科目の比率	基準8-5-1 「専任教員の担当科目の比率」	○	
8-6 教員の教育 研究環境	基準8-6-1 「教員の授業負担」	○	改善報告
	基準8-6-2 「教員の研究専念期間」	○	
	基準8-6-3 「専任教員を補助する職員の配置」	○	

9-1 管理運営の 独立性	基準9-1-1「独立の運営の仕組み」	○	要望事項
	基準9-1-2「教育課程にかかる審議のための会議」	○	要望事項
	基準9-1-3「人事の審議の尊重」	○	
	基準9-1-4「十分な財政的基盤」	○	
9-2 自己点検お よび評価	基準9-2-1「自己点検および評価の実施と公表」	○	
	基準9-2-2 「自己点検および評価の実施体制」	○	
	基準9-2-3 「自己点検および評価結果の活用」	○	
	基準9-2-4 「自己点検および評価のための外部評価員」	○	
9-3 情報の公表	基準9-3-1「教育活動等の状況の情報提供」	○	
	基準9-3-2「教育活動等に関する重要事項の情報提供」	○	
9-4 情報の保管	基準9-4-1「評価の基礎となる情報の保管」	○	
10-1 施設の整備	基準10-1-1「教室、演習室等の整備」	○	要望事項
10-2 設備および 機器の整備	基準10-2-1「設備および機器の整備」	○	
10-3 図書館の 整備	基準10-3-1「図書館の整備」	○	
(注1) 適否欄には、基準を満たす場合は○、満たさない場合は×を記入する。			
(注2) 付記事項欄には、基準を満たさない場合は判定理由と記入し、その他に要望事項または優れた点がある場合は、その旨を記入し、それぞれの内容は別に記載する。			
(注3) 第2章、第3章、第4章、第5章及び第8章のすべての基準を満たす場合に評価基準に適合していると認められる。			